

令和 4 年度高校生等医療費助成事業の実施について

1 概要

高校生等は、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う大切な時期に、自身の健康を管理し、改善できるような取り組みが重要であることから、高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、保健の向上と健全な育成を図ることを目的として本事業を実施する。

2 制度内容

高校生等医療費助成事業・通称マル青（マルあお）は、高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう）を養育している者に対し、医療費を助成する事業で、東京都の制度となっている。福生市としては、マル子（小・中学生の医療費助成）同様に所得制限を撤廃し、自己負担額200円は徴収する方向で実施する。

令和5年4月からの事業開始に向け、条例制定やシステム導入といった事前の事業整備や準備事務を行う必要がある。新高校2年・3年生等については、申請書類等を郵送の上、申請を受けて医療証（マル青）を発行し、令和5年4月1日から利用できるよう発送を行う。新高校1年生等については、マル子の医療証からの継続移行のため、申請不要でマル青を送付する。

また、申請勧奨のため、広報及びホームページ等でも周知を行う。

制度	都の制度	福生市
マル子 対象：小・中学生	①所得制限あり ②自己負担額200円あり	①所得制限なし ②自己負担額200円あり
マル青 対象：高校生	①所得制限あり ②自己負担額200円あり	①所得制限なし ②自己負担額200円あり

（1）対象者

「高校生等を養育している者」であって、原則として市内に住所を有し、高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険等の各種医療保険から医療に関する給付が行われる者（福生市在住で、保険証をお持ちの方）

※生活保護法による保護を受けている、あるいは里親に委託されている高校生等は対象外

- (2) 対象となる高校生等の数 約1,250人(推定)
- (3) 申請期間 申請書類発送後～令和5年2月末まで
(転入者については随時受付)

3 予算措置

本事業の財源については、令和4年度9月(第5号)補正予算にて対応する。(全額都補助)

事務費等(職員手当等、印刷製本費、電算委託料等) 3,844千円

4 スケジュール

- ・ 令和4年9月議会 補正予算上程、条例制定
- ・ 令和4年12月～ ホームページ等掲載、対象者へ通知発送
- ・ 令和5年3月末 医療証送付(4/1～利用開始)